

青森県木造住宅耐震改修支援推進事業

現状と課題

地震での建築物倒壊による人的被害を軽減するため、青森県耐震改修促進計画では住宅の耐震化率を令和2年度までに95%とすることを目標としていましたが、平成30年のデータでは耐震化率が83.2%にとどまる結果となりました。

県では引き続き昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震化を促進するため、耐震化の必要性等について普及・啓発するとともに、市町村が実施する耐震改修又は建替えの事業に対して補助を行っています。

木造住宅耐震改修促進支援事業の概要

昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震化を促進するため、市町村が実施する耐震改修又は建替えの事業に対して費用の一部を補助します。

補助の内容

(1) 総合支援

耐震改修又は建替え費用の80%（上限1,200千円）

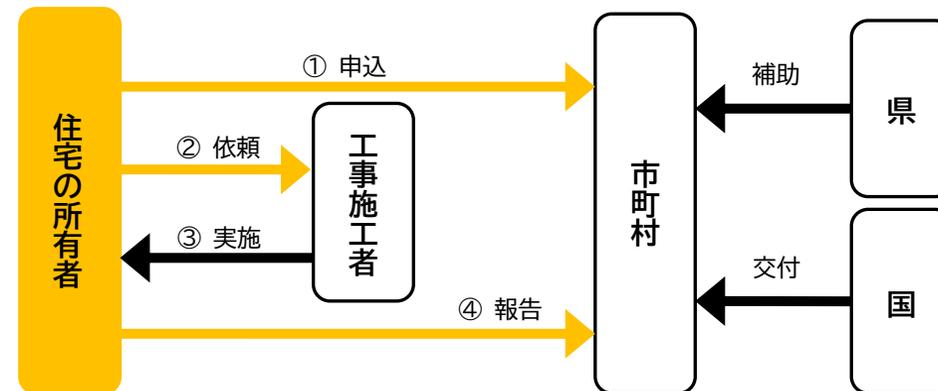
費用の80%（上限1,200千円）※			所有者負担 (20%)
国 (40%) 上限600千円	県 (20%) 上限300千円	市町村 (20%) 上限300千円	

※多雪区域以外は上限1,000千円

<活用要件>

アクションプログラムに基づく普及啓発活動の促進など

補助金を受けるまで



(2) 個別支援（従来型）

耐震改修又は建替え費用の23%（上限1,004千円）

費用の23%（上限1,004千円）			所有者負担 (77%)
国 (11.5%) 上限502千円	県 (5.75%) 上限251千円	市町村 (5.75%) 上限251千円	

※八戸市は多雪区域以外のエリアがあるため上限838千円

<R6年度から>

・居住要件を削除し、空き家を補助対象に追加

・補助対象工事に『耐震性のない住宅の除却』を追加

※市町村により、補助対象の要件、工事等が異なる場合があります